

子育て世帯生活支援特別給付金 **問合せ先** 健康こども課子育て支援係 内線 (522・526)

食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給します（ひとり親世帯を除く）。

なお、低所得のひとり親世帯に対する「子育て世帯生活支援特別給付金」は、北海道が実施主体となるため、北海道から通知があります。

対象者 ①または②に当てはまる方

①令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給を受けた方

②令和5年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児の場合は20歳未満）を養育する方で、令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

支給額 児童一人当たり一律5万円

支給手続き

1 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給を受けた方

➡給付金は、申請不要で受け取れます。

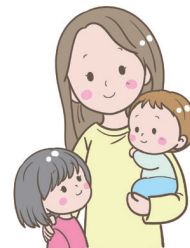
➡令和4年給付金の支給を受けた口座に振り込みます。

2 上記1以外の方（高校生のみ養育している方や収入が急変した方など）

➡給付金を受け取るには、申請が必要です。

➡健康こども課（役場1階3番窓口）にある申請書に振込先口座などの必要事項を記入し、関係書類とともに窓口を持参してください。申請内容を確認後、指定先の口座へ振り込みます。

支給日 5月30日（火）※申請が必要な方については、随時支給します。



学びの支援ボランティア「どさんこ」を利用しませんか

さまざまな知識や技術を持った町民の方々が講師となって皆さんの学びをお手伝いします。今年度のメニューは23種類です。お気軽に申し込みください。

【申込方法】

①メニューから受講したい内容を選んで、社会福祉センターに連絡してください。

②講師と受講内容や日程を調整し、会場を確保した後に「どさんこ派遣申請書」を提出してください。

※どさんこの利用料は無料ですが、会場使用料や教材などの実費については、申込者の負担となります。

③どさんこ講座終了後に「どさんこ派遣結果報告書」を提出してください。

【講師募集】

あなたの知識・技術を「どさんこ」で生かしてみませんか。講師として登録していただける方を随時募集しています。興味のある方は社会福祉センターまでお問い合わせください。

「どさんこ」のメニュー

芸術にふれよう編…書道、フラワーアレンジメント

いい汗かきたい編…ふまねっと、剣道

コミュニケーション編…コミュニケーションゲーム

手作り編…かぎ針あみもの、折り紙

いっしょに歌おう編…合唱（音楽全般）

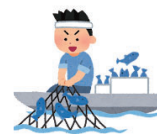
伝統にひたる編…華道・茶道、着付



ふるさとを学ぼう編…漁師の出前授業

技術を身につけよう編…ギター、吹奏楽

その他…足もみ健康法 など



※掲載しているメニューは一部です。詳しくは右記QRコードより町ホームページをご覧ください。



申込先・問合せ先／社会教育課社会教育係 ☎ 2-2287